

正しい自転車の乗り方



① 自転車は、 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則です。

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



② 車道は左側を通行



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



③ 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は料料



※普通自転車に限る



④ 安全ルールを守る

■手ばなし運転は禁止

合図をするときを除き、片手運転も禁止。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■二人乗りは禁止

16歳以上の者が6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。



【罰則】 2万円以下の罰金又は料料

■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。



【罰則】 2万円以下の罰金又は料料

■夜間はライトを点灯

(昼間のライト点灯運動も実施中)

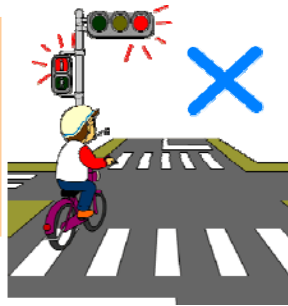
夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。



【罰則】 5万円以下の罰金

■信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識に従って停まる。また、見通しのきかない交差点などでは徐行。安全確認を忘れずに。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■自転車横断帯の通行

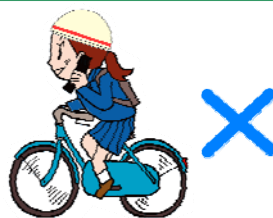
自転車横断帯(標識・表示)がある場所付近では、表示された部分を通行する。



【罰則】 警察官等の指示にそむいて自転車横断帯を進行しなかった者
2万円以下の罰金又は料料

運転中の携帯電話・傘さし運転

禁止!



携帯電話を手で持ち、通話や操作をしたり、画像表示装置の画像を注視して自転車を運転してはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金



交通ひんぱんな道路において、傘をさして自転車を運転してはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金